

第1章 はじめに

1. 第1期「日向市子どもの未来応援推進計画」のふりかえり

(1) 計画の概要

子どもの貧困対策を国が総合的に推進するため、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「子どもの貧困対策法」という。）」が施行されました。同年8月には「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る」ことを目的に、「子供の貧困対策に関する大綱（以下「子供の貧困対策大綱」という。）」が閣議決定され、教育の支援・生活の支援・保護者に対する就労の支援・経済の支援の重点施策が始まったところです。

「子どもの貧困対策法」では、国や地方自治体および国民の責務が明記されており、宮崎県においては、平成28年3月に「宮崎県子どもの貧困対策推進計画」が策定されました。本県の強みである温かな県民性に育まれた地域の繋がりを活かし、県民・関係団体・行政が連携・協力して子どもの貧困対策を推進することとしています。本市においても、子どもの貧困や貧困の連鎖の解消に向けて、国及び県と連携しながら、子どもの成長や家庭の状況に応じた支援施策の展開や、民間・地域ふくめた支援の連携や様々な機会の提供を推進することを目的に、平成29年3月に「日向市子どもの未来応援推進計画」（以下「第1期計画」という。）を策定しました。

計画名	日向市子どもの未来応援推進計画
計画期間	平成29年度～平成31年度(令和元年度)
基本理念	“子どもの幸福（well-being）を追求するための権利と自由の保障 —— 地域で育てる日向の子ども” *日向市として、「子どもの貧困」を、子ども（18才未満の者）の成長に影響する、 ① 経済的な困窮（生活困窮） ② 親子の生活・心身の成り立ちに寄与する環境と選択肢の欠如（社会的排除）と位置づけ、「子どもの幸福（well-being）を追求する自由の欠如・権利の不全」と定義
基本方針	子どもの貧困の解消に向けて、 1. 子ども・家庭に相談・支援を確実に届ける 2. 子どもの希望実現へ向け、家庭の生活基盤の安定を支援する 3. 子どもを応援する機会と環境を市民総ぐるみで生み出す 【キャッチコピー】“みんなで子どもの日向(ひなた)になろう！”
子どもの貧困に関する指標	○「子供の貧困対策に関する大綱」にもとづく指標 「子供の貧困対策に関する大綱」で示された25項目の全国の指標(数値の改善を、本計画の推進と国・県との連携をとおして取り組む) ○基本理念にもとづく指標 「子どもと家庭の生活・ニーズ調査」、「子どもの貧困対策に関する教職員アンケート」、「子どもの支援・応援に取り組む民間支援・地域資源に関する調査」にもとづく11項目

4つの施策	<p>施策1 子どもの成長段階に応じた切れ目のないサポート</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆家族支援プログラムや産後ケアをはじめとしたヘルシースタート事業の充実 ◆保育・医療における軽減・助成 ◆就学援助制度の周知の拡充 ◆様々な学習支援の情報提供 など
	<p>施策2 各家庭のニーズをふまえた総合的な生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆家計や多重債務等に関する相談支援の推進 ◆ひとり親家庭や生活に困窮する家庭の就労支援や市営住宅入居機会の拡大 ◆母子・寡婦福祉連絡協議会への加入促進 ◆望ましい食生活形成のための啓発・支援 など
	<p>施策3 支援を届けるネットワークの確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆関係機関等により「子ども・若者応援ネット」を設置し個別支援を連携 ◆電子メールによる相談の受付体制の構築 ◆職員研修及び地域講演会の開催 ◆くらし・子育て応援ガイドの市民配布 など
	<p>施策4 学福連携を中心とした市民協働の子ども応援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆教職員の増員と業務軽減 ◆要保護児童対策地域協議会(中学校区部会)を中心とした支援連携 ◆民間や地域における取り組みの支援 ◆多様な親子の居場所づくりの促進 など
行政の役割	<p>庁内組織「日向市子どもの未来応援本部」を設置し、子どもの貧困対策・ヘルシースタート・児童虐待の予防の3点について、職員研修の実施、庁内外をとおした連携、施策の実施等をとおして計画を推進していく。</p>
市民の役割	<p>子どもの貧困の解消は、行政や関係機関の取り組みだけでは困難であり、市民は身近な子どもの応援者として、子どもと家庭の支援・応援の取り組みを「子どもの日向(ひなた)づくり運動」として取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家庭 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが友達を増やせる交流や情感を豊かにできる機会を増やす。 ・子育てについて身近な保護者の相談相手になる。 ・くらし・子育て応援ガイドを活かし、困りごとがある家庭を支援機関や団体につなぐ。 ・身近にできるボランティアや、市施策や民間支援に参加協力する。 ○企業・産業 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもへ様々な体験活動を提供する。 ・家庭の日(毎月第3日曜日)の推進等をとおし家庭での親子のふれあいを励行。 ・保護者や若者の資格・技能取得を支援。 ・支援を要する若者の就労体験に協力。 ○地域 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもへ体験機会や地域活動を提供する。 ・子どもの居場所づくりや学習支援に協力。 ・自治会やサークルにおいて、家族間の交流や助け合いを取り組む。

(2) 施策の取り組み状況

施策1 子どもの成長段階に応じた切れ目のないサポート

計画「妊娠から出産、発育、就学、進路保障、就労支援まで、子どもの成長発達段階に応じた支援を拡充し、かつ体系化して周知し、各家庭の状況に応じた支援を総合的に推進します。」

ふりかえり～ヘルシースタート事業における妊娠期からの支援をはじめ、要保護児童対策地域協議会を中心に、児童相談、児童虐待対応、不登校児への対応、貧困世帯の支援等を連携して行いました。また、ひとり親世帯や在宅障がい者世帯、多子世帯などに対する保育料の軽減や、子ども医療費助成制度を継続し、就学援助では小・中学校入学前の新入学学用品費の支給を平成30年度より開始しました。若者の社会参加支援として、生活困窮者自立支援の居場所サロン事業において、ワークや体験活動、就労体験を実施しました。

<主な重点施策の進行状況>

- ヘルシースタート事業の充実（こども課）・・・「産婦健診助成事業」「産後ケア事業」に取り組み、支援の必要な乳児並びにその家族に対して、支援プランを作成し適切な支援を図っています。
- 児童相談・虐待相談対応の充実（こども課）・・・専門職のスキルアップの機会として児童虐待に関する研修会や要保護児童地域協議会調整職員研修会に参加してきました。また要保護児童対策地域協議会中学校校区部会を6校区毎に開催し、児童虐待の早期発見、早期対応に努め、不登校児への対応、生活困窮世帯の支援等を行いました。
- 障がい児の支援の拡充（福祉課）・・・障がい児の通所支援を行い、日常生活における基本的な動作の指導や生活能力の向上に必要な訓練等を行いました。
- DVに対する相談支援と啓発の拡充（地域コミュニティ課）・・・日向警察署や宮崎県女性相談所と庁内関係課間で連携を図り、DV被害者家族の個別支援に努めました。
- 保育・医療における軽減・助成（こども課）・・・ひとり親世帯や在宅障がい者世帯、多子世帯などに対する保育料の軽減や、子ども医療費助成制度（中学校卒業まで）を実施しました。
- 日向市育英奨学金制度における対応策の研究（教育総務課）・・・償還困難の相談を受けた際には、償還猶予等について周知を行い、申請を受理しています。
- 就学援助の周知の拡充（学校教育課）・・・平成30年度から、小・中学校入学前の新入学学用品費の支給を開始しました。これに伴い、就学児健診の案内や市広報をとおし周知を図りました。
- 様々な学習支援メニューの情報提供（福祉課）・・・子どもの学習支援事業の案内チラシを小・中学校の保護者に配布しました。学習支援の利用対象者を就学援助受給世帯・ひとり親世帯の小・中学生、不登校の小・中学生へ拡大しました。
- 若者のひきこもり支援の強化（福祉課）・・・生活困窮者自立支援の居場所サロン事業において、市民の協力を得たワークや体験活動を実施するとともに、新たに協定を締結した協力事業所において就労体験を実施しました。また職場見学や就労体験の受入について協力を呼びかけました。
- “家庭の日”の周知（文化生涯学習課）・・・中学校の部活動について、家庭の日（第3日曜日）については、原則禁止とするよう通知し、家族間の団欒の時間を設けるよう促しました。
- 企業・団体と連携した児童養護施設入所児童の支援（全庁）・・・支援の具体化に向けて、児童養護施設鐘ヶ浜学園からのニーズ聴き取りを行いました（予定）。

施策2 各家庭のニーズをふまえた総合的な生活支援

計画「各家庭のニーズをふまえ、社会保障の適切な運用や親子の健康増進、保護者の就

労支援、企業等と連携したワークライフバランスの整備等を総合的に推進します。」

ふりかえり～家庭の身近な相談窓口や制度、民間支援を紹介した「暮らし・子育て応援ガイド」を、平成30年6月に区を通じて区加入世帯に配布しました。また、区内において生活困窮・子育て困難などがうかがえる家庭について各課でできる支援を検討したうえで、支援窓口につなぐとともに児童虐待の通報としても利用する「暮らし・子育て相談連携シート」を平成29年12月より導入しました。しかし要支援世帯の情報提供に至っている部署がまだ限られていることから、要支援世帯のつなぎと支援連携の必要性について、関係部署と認識を共有化することが課題です。

<主な重点施策の進行状況>

- 家計支援に関する取り組み（全庁）・・・「暮らし・子育て相談連携シート」により区内関係課から困窮や養育困難がうかがえる世帯について情報提供があり、支援機関において情報共有を行い支援を行いました（平成29～30年度実績5件）。全庁的な取り組みにするために、要支援世帯のつなぎと支援連携の必要性について、関係部署と認識を共有化することが課題です。
- 市営住宅の入居機会の拡大（建築住宅課）・・・生活保護世帯、ひとり親世帯等の倍率優遇による入居機会の拡大を行っています。令和元年度より父子家庭も対象となりました。
- 保護者への支援ガイド配布をはじめとした周知の拡充（福祉課）・・・身近な相談窓口や民間支援を紹介した「暮らし・子育て応援ガイド」を平成30年6月に区加入世帯に配布しました。
- 望ましい食生活形成のための啓発・支援（こども課・学校教育課・いきいき健康課）・・・乳幼児健診における離乳食教室や食生活指導、栄養士による個別指導や食育出前講座・講話を実施しています。平成30年度より、小児生活習慣病予防健診の二次検診受診時に病院で医師の指示により、栄養指導を受けることができる体制となりました。

施策3 支援を届けるネットワークの確立

計画「各家庭に公的援助・生活支援や、子どもの学習支援、親子の居場所や社会参加の支援を、地域の強みを活かしながらコーディネートし提供する支援ネットワークを形成し、親子に対する総合的な個別支援を確立します。また市民総ぐるみの支援推進に向けた啓発活動を取り組みます。」

ふりかえり～子ども・若者に直接支援を届けるネットワークとして、「子ども・若者応援ネット」を平成30年9月に発足しました。今後は家庭への包括的な支援へ向けた連携を拡充していきます。また、子どもの学習支援への協力と月1回の居場所支援を行う「まなびスペース」を、2つの中学校区に設置し、学習支援を利用している児童に生活習慣の体験や地域交流が提供されています。今後、中学校区単位で設置を推進します。「子どもの日向（ひなた）づくり」運動の推進として、職員研修や市内6ヶ所における地域説明会の開催、「暮らし・子育て応援ガイド」の区加入世帯配布、市広報紙面掲載等の啓発活動を取り組みました。

<主な重点施策の進行状況>

- 子ども・若者に直接支援を届けるネットワークの形成（福祉課）・・・「子ども・若者応援ネット」を平成30年9月に発足会を開催して設置しました。発足会には福祉課・こども課・市生活相談支援センター心からのコアメンバーを始め、小・中学校、スクールソーシャルワーカー、民間支援団体等が参加し、総合的な支援の必要性と仕組みづくりを学びました。今後は家庭への包括的な支援へ向けた連携を拡充していきます。週1回の子どもの学習支援へのスペースの提供と、月1回の居場所支援（生活習慣の体験、地域の大人との交流等）を行う「まなびスペース」を、平成30年11月に日向市社会福祉協議会に委託して財光寺中学校区（切島山1区公民館）に設置

しました。地域福祉サポーターや九州保健福祉大学の大学生が協力した居場所支援が取り組まれました。平成31年4月にはフードバンク日向に委託して「まなびスペース」を日向中学校区（kakurecafeN I C O）に設置しました。今後、中学校区単位で設置を推進していきます。

- 電子メールによる相談の受付・対応（全庁）・・・関係課との検討を行いました（予定）。
- 職員研修をととした相談支援及び関連事業の推進（福祉課）・・・本計画推進に向けて市職員研修及び小・中学校生徒指導主事研修を平成29年度に実施しました。
- 「子どもの日向（ひなた）づくり」運動の推進（福祉課）・・・市内6ヶ所における地域説明会の開催と、「くらし・子育て応援ガイド」の区加入世帯配布、市広報平成30年10月号への紙面掲載、ケーブルメディアワイワイ「ひまわりタイム」における呼びかけを行いました。
- 子どもの権利養護推進に向けた啓発の拡充（学校教育課・文化生涯学習課）・・・日向市人権・同和教育研究大会の「子どもと人権」分科会において、子どもの貧困をテーマにした実践報告が行われました。

施策4 学福連携を中心とした市民協働の子ども応援

計画「学校教育と福祉行政の連携強化に向けた施策を推進するとともに、地域における家庭の見守り支援や支え合い、ならびに子どもへの機会提供を促進します。」

ふりかえり～要保護児童対策地域協議会中学校校区部会を6校区毎に年3回開催し、「子ども・若者応援ネット」との連携において、学習支援・居場所サロン・生活困窮による物資支援につなぎました。子ども食堂への支援として、市公民館使用料の一部免除を平成29年度より行い、要支援世帯に子ども食堂を案内しました。「子どもの日向（ひなた）づくり運動」の啓発活動において、身近な民間支援への協力を呼びかけました。民間支援では、子ども食堂が2か所での地域拠点をはじめ、事業所の協力を得て多様な形態で開設され、また新たな支援資源として「フードバンク日向」が平成31年1月に設置されました。

<主な重点施策の進行状況>

- 要保護児童対策地域協議会を中心とした連携の充実（こども課）・・・要保護児童対策地域協議会中学校校区部会を6校区毎に年3回開催し、「子ども・若者応援ネット」との連携において、学習支援・居場所サロン・食糧提供支援に要支援世帯の児童をつなぎました。
- 地域教育力活性化事業をととした学習支援の促進（文化生涯学習課）・・・地域教育力活性化事業として1団体が学習支援活動を取り組みました。
- 民間や地域における取り組みの支援（福祉課）・・・子ども食堂の市公民館使用料の一部免除を平成29年度より行うとともに、支援が必要な世帯に子ども食堂を案内しました。「子どもの日向（ひなた）づくり運動」の啓発について、身近な民間支援への協力を呼びかけました。
- 多様な親子の居場所の促進（全庁）

福祉課を中心に、フードバンク（市生活相談支援センター心から及びフードバンク日向）について、市職員に寄附の協力と居住地域での近隣住民への案内を呼びかけ、寄附品を各フードバンクに提供しました。



(3) 広がりをみせる民間支援

第1期計画策定後、平成29年4月に本市で初めての子ども食堂「子ども食堂ひゅうが絆」が設置されました。同年には「子どもカフェ NICO」も設置されました。ボランティアを募り、地元企業や農家への食材提供をはじめとした協力の呼びかけなど、連日の取り組みをとおしての設置でした。現在に至るまで、2ヶ所における地域拠点での実施をはじめとして、個別の家庭を対象とした料理教室など、企業・事業所や県栄養士会等の協力を得た多様な形態の開設運営が行われており、子どもや保護者が食事をとおして地域とつながるだけでなく、世代をこえた市民の居場所となっています。

また新たな支援資源として、平成31年1月に「フードバンク日向」が設置されました。「子どもカフェ NICO」を主宰しながら、市民及び地元企業等に広く食材・日用品・子どもの学用品の提供を募り、申請を受けた生活に困窮する世帯に配達し、必要に応じて関係機関の支援につなぐ取り組みが行われています。

■子ども食堂

<地域拠点における子ども食堂>

○子ども食堂ひゅうが絆

日 時	毎月第2土曜日	午前11時～午後1時
場 所	大王谷コミュニティセンター	
利 用 料	無料	



○子どもカフェ NICO

日 時	毎月第3土曜日	午前11時～午後2時
場 所	かくれカフェNICO	
利 用 料	無料	



<企業・事業所と協力した料理教室・食事の提供>

○九電子どもクッキング

「子ども食堂ひゅうが絆」によるケアタイプの子ども食堂として、2ヶ月に1度、九州電力日向営業所コミュニティルームにおいて、県栄養士会日向事業部の協力を受け、個別の世帯を対象にした料理教室を実施。

○プレミアム食堂

「子ども食堂ひゅうが絆」が企業・店舗と連携した取り組みとして、イオン日向店フードコートにおける食事券配布による子どもへの食事の提供や、市内レストランと提携して個別の世帯に外食の機会を提供。

■フードバンク

○フードバンク日向

市民・企業から協力を受けて、生活に困窮する世帯に、食糧を配達して支援する。支援対象は、ひとり親世帯、生活が苦しく食の確保が難しい世帯、就学援助受給世帯。支援期間は原則3ヶ月間で、自立に向けた支援が必要な世帯には、福祉課や日向市社会福祉協議会等の支援を紹介する。

(4) 第2期計画につなげる課題

第1期計画の期間最終年度（令和元年度）に、計画・指標の見直しから、「第2期日向市子どもの未来応援推進計画（以下「第2期計画」という。）」の策定を行います。

第1期計画の取り組みをふりかえって、本市として第2期計画の策定につなげていく課題は以下の4点にあると考えます。

① 介入・支援されていない子ども・家庭の困窮の解消

庁内において、支援窓口（福祉課・子ども課・市生活相談支援センター心から）に要支援世帯の情報提供に至っている部署がまだ限られています。見過ごしている家庭の困窮はないのか、要支援世帯のつなぎと支援連携の必要性について、関係部署と認識を共有化することが課題です。また不登校等をきっかけに、青年期にかけてひきこもりにある児童・若者について、支援につなぐ介入の仕組みづくりも必要です。

② 家庭の生活基盤の安定に向けた支援・施策メニューの評価

第1期計画の指標では、子どもに将来受けさせたい教育における高等教育の割合向上や、今後の教育費用にむけた貯金が十分でないといった家庭の状況改善をあげています。これらに対して、現状の支援・施策メニューが充分であるのか、単なる給付の点からではなく、家計管理への助言や、子どもの well-being の追求の自由の拡大など支援や機会提供の点もあわせて、点検・評価する必要があります。

③ 個別支援を充実させる体制・ネットワークの形成

生活に困窮している世帯では、困窮の背景に複数の要因が重なっていたり、伴走的な関わりを要するケースもみられています。世帯のおかれている状態を整理し、改善に向けて充実したケースワークに取り組むことができる支援体制の充実が課題です。その体制を基盤にして、「子ども・若者応援ネット」における多様な支援の連携を展開していかねばなりません。

④ 重点施策と民間支援の連携をととした子どもを応援する地域づくり

「まなびスペース」等の子どもの居場所づくりを取り組む重点施策や、広がりをもせている「子ども食堂」等の民間支援について、相互に連携し、かつフォローしあいながら、地域の拠点を整備し、子どもの成長を応援し、個別の家庭を支えあう地域づくりを推進していかねばなりません。

2. 第2期計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

政府は子供の貧困対策大綱を平成26年8月に閣議決定して以降、平成27年10月に「子どもの未来応援国民運動」を始動しました。施策面ではすべての子どもの安心と希望の実現に向け、関係省庁が連携してひとり親家庭・多子世帯等の自立支援策及び児童虐待防止対策を講じるために「すくすくサポートプロジェクト」を策定し、幼児教育無償化や給付型奨学金などの取り組みを進めてきました。また地域における総合的な支援ネットワークを形成するために、地方自治体の取り組みを支援しています。あわせて創設された「子供の未来応援基金」では、未来応援ネットワーク事業として、子どもたちに寄り添って草の根で支援活動をする団体を支援しています。

最新の子どもの貧困率（厚生労働省の「国民生活基礎調査」により3年おきに示されている、貧困線以下の所得で暮らす17歳以下の子どもの割合～相対的貧困率）は、平成27年所得で13.9%となっています。平成24年所得の16.3%からは改善されていますが、依然として7人に1人の子どもが貧困状態にあることを示しています。

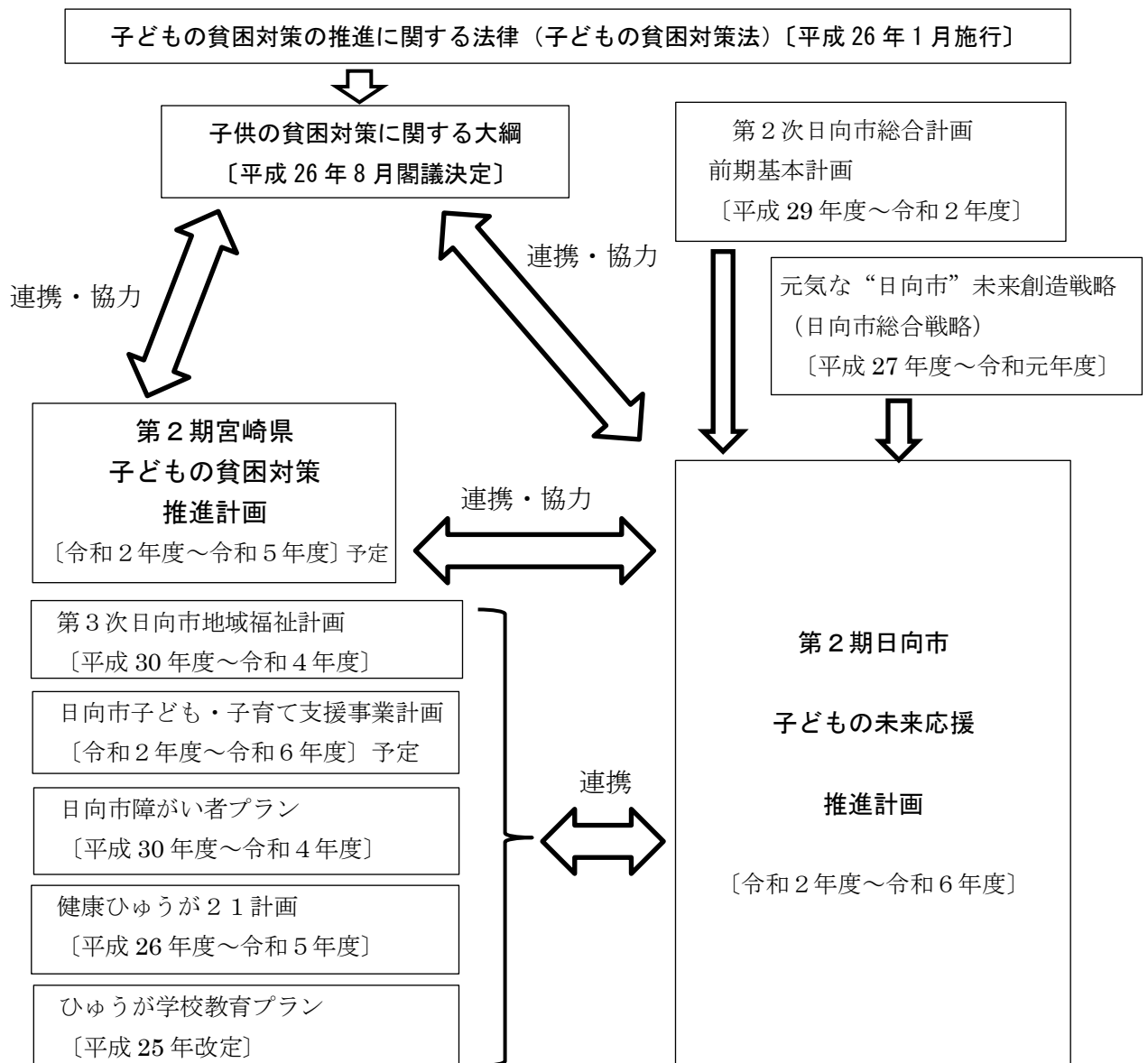
一連の取り組みをふまえて、子どもの貧困対策推進法が令和元年6月に改正されました。改正法では、第1条「目的」において、「子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう」「全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及び教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため」子どもの貧困の解消に向け、子どもの権利条約の精神にのっとり、対策を総合的に推進すると定義しました。市町村に貧困対策に関する計画の策定の努力義務を課し、また子供の貧困対策大綱に、貧困状況の子どもや保護者らの意見を反映させ、ひとり親世帯の貧困率と生活保護世帯の子どもの大学進学率の二つの指標と改善策を記すよう求めています。さらに、所得増加につながるよう、保護者への就労支援を進めることも盛り込み、貧困対策では、子どもの意見を尊重し、背景に社会的要因があることを踏まえて取り組むよう求める規定も加えています。

本年度行われる子どもの貧困対策大綱の見直しについては、内閣府の有識者会議が本年8月に子供の貧困解消に向けた施策の在り方を公表しました。その中では「子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、地域や社会全体で課題を解決する」と明記し、施策の具体的な方向性として、親の妊娠・出産期から乳幼児期、学校卒業後まで子供への継続支援、福祉や教育など特に市町村の持つ情報の活用、虐待やひとり親、不登校など支援が届きにくい家庭の多様性への留意の3点を盛り込んでいます。また子供の就職率など検証や評価に現在使っている25の指標も大幅に見直すこととし、衣食の確保に困っている世帯、公共料金が不払いとなっている世帯の割合など37の指標が選定されています。

宮崎県においては、平成28年3月に策定された「宮崎県子どもの貧困対策推進計画」の見直しが本年度行われ、第2期の計画が策定される予定となっています。

本市においても、第1期計画における取り組みをふりかえり、保護者及び教職員を対象としたアンケート調査をとおして子どもの貧困についての指標に対する現状を把握し、子どもの貧困の解消をめざした対策と市民総ぐるみの支援をさらに推進していくために、「第2期日向市子どもの未来応援推進計画」を策定するものです。

(2) 計画の位置付け



(3) 計画の期間

本計画の期間は、第 1 期計画に引き続き、国の施策と連動する必要もあることから、令和元年度に見直しとなる「子供の貧困対策に関する大綱」の取り組み期間とあわせて、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。

(4) 計画の策定体制

本計画は、児童福祉関係者、教育関係者、医療関係者、民間の児童支援関係者、雇用機関関係者、地域福祉関係者、学識経験者等で構成する「日向市子どもの未来応援会議」（子どもの貧困対策法の基本理念に則り、本市の子どもの貧困対策等を総合的に推進し、支援をつなぐ地域ネットワークを形成するために設置した会議）における審議をふまえて策定しました。